

広田中学校 熱中症対応ガイドライン

○ はじめに

夏季期間の猛暑、酷暑については、今後も継続するものと推測されることから、教育活動における生徒の健康管理については、これまで以上に配慮が必要となります。

本校においては、学校管理下における熱中症への対応について、文部科学省通知等に基づき命の安全を優先して対応しています。なにより生徒の命を最優先に考え、熱中症予防にかかわる日常の備えや緊急時の対応等について、教職員が迅速かつ適切な行動をとることができるようにするとともに、生徒が自らの体調管理について必要な知識を得て、適切な判断をすることができるよう「熱中症ガイドライン」を策定しました。

1. 熱中症について

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウム）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。（※「熱中症環境保健マニュアル2018」）

2. 基本的な確認事項

（1）生徒の健康管理に関する教職員の対応

- 登下校時、声掛け等による健康観察を行い、生徒の健康状態を把握する。
- 気温等の状況に応じて、制服以外の服装を可としたり、授業内容の変更や休憩時間を増やす等の対応を行う。
- 体調不良の生徒が認められた場合、その状況を管理職、養護教諭をはじめ複数の職員が共有し、適切に対応する。
- 生徒の体調が重篤な状態と判断される場合は、すみやかに救急車を要請し、命の確保を最優先する。

（2）生徒への指導

- 校内の授業や諸活動において、具合が悪くなる等、体調不良を感じたら我慢せず、職員に申し出たり、保健室にて養護教諭等による保健措置を受けるよう指導する。
- 体調に応じて、適宜水分補給、休養をとるよう指導する。
- 登下校中、体調に重篤な不調を感じた場合は、周囲に助けを求めよう指導する。

3. 体育・運動活動時以外の対策について

（1）教室内の授業について

空調設備が設置された教室内の授業や諸活動においては、空調設備を運転させ熱中症予防の措置をとる。また、空調設備が設置されていない教室については、換気、扇風機等を使用したり、比較的涼しい教室に変更したりするなどして、生徒の健康状態の把握に努める。

（2）授業、行事、部活動等屋内外での活動について

実施する際には生徒の健康観察、水分補給の指導、救急体制の確認を適切に行う。特に部活動については、本ガイドラインと併せて部活動ごとに適切に判断する。

なお、活動場所において「暑さ指数31℃」「気温35℃」を超える場合は活動の中止や時間短縮など、生徒の体調管理を優先し対応を判断する。